

令和7年度 第1回

「松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会議事録」

松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会事務局

1 開会

事務局 本日は皆様大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

健康福祉部障がい福祉課の塩原でございます。議事に入るまでの間進行を
務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会ですが、おおむね1時間を予定しております。円滑に進む
ようご協力よろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に廣瀬会長からご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

会長 本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。
会長を務めております廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。
本日は議題にありますように、第5次松本市障がい者計画及び第8期松本
市障がい福祉計画の策定に向けた会議となっております。この計画は障が
いのある方々が地域で安心して暮らし続けるために必要な計画と考えて
おります。

内容は、実際の生活に直結するものでございますので、委員の皆様には、
それぞれの専門的な知見や現場でのご意見をお寄せいただければと思
います。実りある議論をいただきますようお願い申し上げます。

事務局 次に議事入ります。

ここからの進行は松本市社会福祉審議会審議会条例第6条および第7条
の規定に基づきまして会長をお願いいたします。

3 議事

議長 それでは議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。本日の
協議事項であります。手元の資料にありますように協議事項は4件あり
ます。

第5次松本市障がい者計画及び第8期松本市障がい福祉計画（第4期松
本市障がい児福祉計画）の策定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 「第5次松本市障がい者計画及び第8期松本市障がい福祉計画（第4期
松本市障がい児福祉計画）の策定について」説明

計画の策定に当たり、障がい福祉課に1名職員が増員配置となっており
ます。

議長 　　ただいま事務局から、計画策定にあたっての概略、進め方についてご説明がありました。皆様から何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

　　3の策定に向けてのスケジュールのところになります。令和8年3月が本日の障害者福祉専門分科会で、その後、令和8年度の4月から9月の間に障害者福祉専門分科会としては何回会議を開催しますか。

事務局 　　2回開催を予定しています。

議長 　　それまでの間に一度アンケートの結果を私達がいただいて、それに対してご意見を事務局に届ける。2回目の会議を行って11月の社会福祉審議会に提案する、という流れでよろしいでしょうか。

　　アンケート調査の状況から50%くらいの回答率ということで、必ずしもこのアンケートが障がい者の方の生活を表していると言えないところもあると思います。ぜひ皆様のご意見等、実際の生活における経験や職場等、現場のご意見をしっかりと伝えていただきながら、進めていくことが大事かと思えます。

議長 　　それでは、二つ目の協議事項としまして、第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の進捗状況について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 　　「第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の進捗状況について」説明

議長 　　ありがとうございました。進捗状況の報告について、何かご意見等ありますでしょうか。

北沢委員 　　ALS協会が行った映画会の中で、ALSの女性の方が、24時間365日訪問看護を受けながら、地域で生活している。非常に重い障がいを持ちながらも、かなり大勢の方、ボランティアの学生さんも含めて支援しています。利用実績を見ると、令和6年度が非常に大きくなっております。それで、実際にはどんな病気の方、どんな障害の方が何名くらい利用しておられるのでしょうか。

事務局 資料が手元にないものですから、しっかりとお答えできませんが、大体20名前後の方が利用しています。人によってひと月に使っている時間数は異なります。先ほど北沢委員さんからお話があったALSの患者さんでご利用されている方はいらっしゃいます。また、強度行動障害の方が在宅で生活するにあたって、24時間付きっきりで支援が必要ということで利用されている方も増えてきております。また、65歳以上で介護保険と併用しながら障害特有のサービスを使っている方もいらっしゃいます。

北沢委員 重度訪問介護の事業所は、どのくらい登録されていますか。

事務局 事業所登録しているところは居宅介護で通常のヘルパーが入る事業所として登録しているところが多く、メインで重度訪問介護を行っている事業所は5事業所ほどです。ヘルパー事業所の数はもっと多いですが、重度訪問介護をメインで行っている事業所の数はあまりない状況です。

中澤委員 肌感覚と数が違うという印象を受けました。短期入所の令和6年度実績が311ということで、前年度や前々年度よりも低くなっています。短期入所は希望するけど利用できない方が多いというイメージがありますが、この数が少ないのは何が原因でしょうか。受け入れる事業所が減ったのでしょうか。

事務局 短期入所で廃止になった事業所が若干あるため、その影響もあるかと思えます。また、短期入所の事業所自体はここ数年増えていません。単独で短期入所だけをやる場所は少ないため、共同生活援助事業所等に短期入所を併設して、指定を取る事業所が主であり、元々やっていた事業所が減ればそれだけ受け皿は減っていく形になっていると思われれます。

林委員 重度訪問介護に関わる場所ですが、6年度に対しては、見込みを3倍に増やしたが、実績も同じように増えている、ということは、重度訪問介護に要請されている部分がとても多いと思います。グループホームで最近、重度の方たちを受け入れていただけるようなグループホームが増えています。やはりこの地元で生活をしていきたい。家では厳しいが、グループホームという形があったら、ぜひ利用したい方は多くいらっしゃいます。ただ、普通のグループホームで世話人だけが世話するレベルでは、対応できない。やはりグループホームにも重度訪問介護の形で入っていただかないと、施設だけでは無理だろうと思われれます。松本はグループホームに対

してはそういう対応をされてないとお聞きしています。その辺をどう考えているかお聞きしたい。

事務局 制度上、グループホームでヘルパーを使える条件があります。事業所側で受け入れる状況が整えばそこにサービスが入ることが可能だが、事業所の設備上、重度の方を受け入れることが難しい状況。現状、グループホームは増えているが、軽度の方を受け入れる事業所が多いです。

岩田委員 事業所のなかで通所ではなく在宅利用のケースについて、すごく安易な支援をされていると感じます。きちんとした就労実績でなく、対面のケアをすることもなく、クリックだけすればいくらかになる。支援の振り返りもなく、これは何のためにやっているのかも理解されず、この支援が次の段階に進むってということが経験できないが現状をどう考えていますか。

事務局 通所系の事業所の在宅利用について、岩田委員おっしゃるように、市としても頭を悩ませているのが実情です。

市内の事業所であれば、事業所の運営指導の権限が松本市にあるため事業所の実態を把握することができますが、近年増えているのが県外の事業所で在宅利用を認める条件があります。緊急時の対応ができるか、月に1回は事業所の方が自宅に訪問などの条件が整えば支給決定せざるを得ないです。松本市以外の事業所に対しては、運営指導の権限が市にないため、事業所の実態を把握することが難しいです。

西村委員 計画相談する中で重度訪問介護を使っている方が結構増えてきております。この実績が伸びてくると制度としてやっていけるのかなとか、今後使いにくくなるのではないかなと思います。最近あったケースで、重度訪問介護事業所の継続が難しくなり、生活介護の事業者が閉鎖するか、しないかとなり、二転三転して最終的には3月末でやらないことに、重度訪問介護を入れるかどうか。いずれその方は5月以降通所できなくなりそうで、神経難病の方で人工呼吸器とかも使っているので、家族管理したりできません。生活介護の場所がないと重度訪問介護がまたさらに増えていきます。生活介護を増やしていかないといけないが、ここ数年で生活介護事業所は松本市の中で増えたのでしょうか。

事務局 増えたのは1事業所のみです。やはり他のサービスと比べて専門職が必要であったり、設備面も必要であり参入するまでのハードルが高いと感じ

ている。私達も訪問系のサービスだけでは限界があると思うので、日中通う場所の確保は重要だと感じているが、現状営利法人が参入してくる中で、生活介護事業所を希望する事業者は少なくなってきました。なかなか参入には繋がっていないと感じております。

中村委員 うちは子供が大勢いらっしゃいます。今一番困っているのは動ける医療的ケアの方たちが行ける場所が本当にありません。体は動けるので動いてしまう、だが医療的ケアは必要です。自分で呼吸器を抜いてしまう。すごくお母さん方が困ってらっしゃる。医療的ケアが必要な方が行けるところが本当にはない現状です。

杉山委員 審査部会で座長をしております。審査の状況に対してご意見があれば、教えていただければありがたいです。審査部会を独立して持つことになったのは中核市になったときからで、今年で5年目になります。県の審査部会と連携し勉強会もして、国が決めた基準でできる限り統一な認定ができるように、審査をさせていただいております。再審査が要るか要らないかと、お1人ずつ全部認定をさせていただくのですが、それと別にその申請を出してくる先生の認定、この領域の申請をしいよという審査をさせていただきます。経歴とそれから診療の領域まで研究し適正に心掛けています。

議長 令和9年度松本市障がい児・者施設整備の基本方針について事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和9年度松本市障がい児・者施設整備の基本方針」説明

議長 それでは今のご説明に何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

議長 それでは四つ目の協議事項、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況報告・評価について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「日中サービス支援型共同生活援助の実施状況報告・評価について」説明
私からの説明は以上になりますが、会長と中澤委員、補足があればよろしく願いいたします。

中澤委員 今回代表して行かせていただきました。その前の年は書面だけで実施し

たが、お話をしながら実施する方法もあるのではないかと、こういうところ
どうですかという聞き取りもできたので、書面だけよりは、求められてい
ることに近いことができたと思います。また、書面だけでない方法ってい
うのは継続してやっていくといいのではないかと思います。

会長 これまでは本当に実態がよくわからない状況で、書面だけで判断するし
かなかったが、今年度は実際に訪問して、マネージャーの方も対応してい
ただき、実際にお話をしながら、こういった方法があるとか、話ができ
ることが大きかったと思います。この評価自体がサービスの最低ラインを確
認するものではなくて、質の向上にどう繋げるのかということがポイント
になるとと思いますので、そういった意味で現場に行って、私達が要望した
ことに対して、できてなかったとしてもどういう取り組みをしたのか、努
力の跡も重要なのかと思います。

香西委員 全国展開しているような新しい事業所もあると思いますが、利用の希望
があり、相談員の方が調整して、養護学校の子供たちもたくさん利用して
います。数もたくさんあり大変だと思いますが、続けてほしいと思いま
した。

事務局 日中サービス支援型共同生活援助のみが、この評価項目が位置付けられ
ており、グループホーム全体として令和6年度の報酬改定の中で、地域連
携推進会議が位置づけられ、今年度から義務化されたため、以前よりはグ
ループホームに関して、外の風が入るようなところで意識改革は進んでい
きます。松本市の事業所に関しては福祉政策課で基本的に3年に一度、運
営指導という形で実施しております。その中で必要に応じて所管部局こ
ども福祉課や障がい福祉課の方で同席して、事業所の運営状況などを確認さ
せていただくようにしている中で、いい方向で運営していただくよう、今
後も続けていければと感じておりますので、よろしく願いいたします。

前野委員 視力がどんどん落ちてきて生活が大変になってきた方に、福祉制度があ
るから相談して使ってみたらどうかとお話をさせていただいた。障がい福
祉課へ相談に行ったと思うが、相談支援の方を探さないといけないとい
うことで、相談事業所のリストをもらって、電話をかけたがどんどん断られ
てもうやるのは途中で辞めてしまったらしい。うまく対応できるような仕
組み等があると良いと思います。

白井委員 令和8年度がこの計画の最終年度になり、令和9年度からは第8期が始まる中で私達はこの委員に選ばれています。松本市と一緒にやっていると、松本市だけではどうにもならないものがあると日々感じています。制度のいろんな仕組み、報酬改正もある中で、どうやっても人が足りないと思っています。このサービス全部使いたい、使おうと思ったときに最初に引かかるのは相談支援で、松本市も本当に苦慮されていると思います。この福祉計画の策定に当たっては中核市になったので、何かうまく私達の意見や国との調整もできればいいと思います。県の自立支援協議会をうまく使えないか、みんなで考える松本市がいいなと思えるようなアイデアを何か自分も考えたいと思います。

山崎委員 私も本当に人材不足、生活介護の事業所がないこと、毎回の課題で出ています。児童の方に関してはこれを見ますと本当に児童発達支援や放課後等デイサービスでの実績は減っているが、そのフォローはやはり保育所等訪問が増えていかないので、うちの事業所も人材不足でできないが、自分のところではどういうことができるか、もう一度事業所に帰ってみんなで考えていくっていうことは大事だということも改めて感じました。

4 その他

議長 皆様からのご意見をいただきました。

本日の議事を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。

5 閉会

事務局 議題にもございましたが、来年度は次期計画の策定、また手話言語条例の制定という、本会にとりましても極めて重要な年を迎えます。

委員の皆様には引き続き専門的な知見や現場の視点から、引き続きご意見を頂戴し、今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の社会福祉審議会障害者福祉専門分科会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。